

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第233号）

石川県知事が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和6年5月13日付け諮問秘第11号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容（以下「本件対象文書」という。）

令和6年1月1日から1月3日までの石川県知事のスケジュール管理に係る文書

ただし令和6年1月1日午後4時10分以前に作成されたもの

2 公開請求に対する処分の内容

公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）

3 実施機関

石川県知事（知事室秘書課）

4 審査請求の経緯

公開請求 令和6年1月 4日

本件処分 令和6年1月18日

審査請求 令和6年4月15日

諮 問 令和6年5月13日

答 申 令和8年1月16日

5 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、本件対象文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結 論

本件処分は妥当である。

(2) 争 点

審査請求人は、本件対象文書について、「令和6年1月1日午後4時10分以前に作成されたもの」との条件を付しており、上記日時以降に、日程変更等による日程表の差替えが行われた場合であっても、実施機関は差替え以前の日程表を保有しているはずであるとの主張を行っている。実施機関は、差替え以前の日程表は現に保有していない旨を主張している。

(3) 審査会の判断理由

当審査会において担当課に確認したところ、令和6年1月1日から1月3日までの知事の日程表で、令和6年1月1日午後4時10分以前に紙に印刷されたものは、令和6年能登半島地震の発災後、日程変更により職務遂行上の必要性を失ったため、発災の当日に廃棄されており、下書きとして用いられた電磁的記録についても、上書き更新されており存在しないことであり、実施機関において本件対象文書を現に保有していないことが確認された。

7 審議経緯

審査回数5回

答申第233号

答申書

令和8年1月16日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和6年1月4日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書（以下「本件対象文書」という。）について、実施機関に対し公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（本件対象文書の内容）

令和6年1月1日から1月3日までの石川県知事のスケジュール管理に係る文書

ただし令和6年1月1日午後4時10分以前に作成されたもの

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年1月18日付けで、条例第11条第2項の規定により本件処分を、審査請求人に對し次のとおり理由を付して通知した。

（保有していない理由）

請求のあった時点のものは存在しないため

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年4月15日付けで、行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 質問

実施機関は、令和6年5月13日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において述べている内容は概ね次のとおりである。

1 審査請求書

（1）趣旨

本件処分を取消すとの裁決を求める。

（2）理由

審査請求人は、令和6年1月4日付けで本件公開請求を行い、「請求のあった時点のものは存在しないため」として本件処分に係る通知を受け取った。

確かに、令和6年1月1日午後4時10分に能登半島において地震が発生したため、スケジュール管理に係る文書が同日時以降に新たに作成され、それ以前に作成されたものは廃棄された可能性はある。しかし、廃棄する合理性が若干認められるのは同日時以降のスケジュールの管理に係る文書に限られ、地震

発生時には既に経過していた同日時以前のスケジュールの管理に係る文書を廃棄する合理性は認められない。

また、石川県ではデジタル化が推進されていることからスケジュール管理に係る文書もまたデジタル化されているものと推察される。そうした中で、たとえ表面上は更新や廃棄をしていたとしてもログを残すことが通常の運用であり、本件対象文書に係るログが特定されるべきである。そのため、適切な文書管理がなされていれば本件対象文書が不存在ということはありえない。

以上より、本件対象文書を不存在としたことは違法であり、また不当であるため、取り消されるべきである。

そして、実施機関は本件対象文書について、改めて文書を特定した上で公開決定を行うべきである。

2 反論書

(1) 理由

弁明書において「知事の日程表」と審査請求に「係る電磁的記録」との公文書が現に存在しないことが主張されていることからも、本件対象文書は公文書として少なくともある時点では存在したものと思われる。したがって、本件対象文書は石川県文書管理規程（平成14年訓令第7号）に基づいて適切に管理がなされるべきである。

実施機関は、「知事の日程表は、関係職員に対して紙で共有され、スケジュール管理や来客対応等の業務に活用されているが、その利用の性格上、日程変更による差替えが生じた場合や該当日が経過した際に、破棄されている」としている。確かに公開請求を行った令和6年1月4日前の時点では当該「知事の日程表」は廃棄すべき文書となっていた可能性はある。しかし、令和6年1月4日は当年最初の開庁日であり、公開請求の時点で廃棄が完了していたとは考えがたい。

また、知事のスケジュール管理に係る電磁的記録は都度更新がなされていたとのことであるが、更新は廃棄を意味しない。消滅、改ざん、漏えい等が生じないよう適切に保管されているのであれば、表面上は更新されていたとしてもバックアップやログが残されており廃棄されることはない。

以上から、文書が適切に管理されているのであれば、本件対象文書は、令和6年1月4日前時点で不存在ではありえない。

(2) 結論

上記のとおり、本件対象文書が令和6年1月4日前時点で存在であったとの弁明書の主張には理由がないと考える。

3 意見陳述

本件対象文書としては2点が弁明書で言及されている。一つは、紙に印刷された知事の日程表であり、もう一つは電磁的記録である。

紙に印刷された知事の日程表について、「その利用の性格上、日程変更による差し替えが生じた場合や該当日が経過した際に、破棄されている」と弁明書にある。しかしながら、日程変更による差し替えはともかく、該当日が経過した際に破棄するという運用は必ずしも当然のものとは言えない。実際に、東京都、大阪府、愛知県といった他の自治体では知事の日程表が1年以上保存されている。その上で、「破棄されている」と弁明書で述べられているのは、そのような運用が基調となっていることを述べているに過ぎず、実際に当該文書が破棄されていることがはっきりと確認されたとは弁明書では述べられていない。そのような紙に印刷された知事の日程表の不存在を主張するのであれば、今回の公開請求の対象となった分の日

程表が、すべて、確実に、破棄されたことを確認すべきである。もし、それが確認できないのであれば、それは破棄ではなく紛失である。

本件対象文書のうち電磁的記録について、「日程が変更となる都度、更新を行っているため、更新前のものは存在していない」と弁明書にある。しかしながら、令和6年1月1日の朝から午後4時10分までの間には特段の日程の変更はなかったものと思われるから、この時間帯に関しては更新と不存在の間に関係はない。また、そもそも、電磁的記録に関しては「更新された」ということを述べているに過ぎず、当該文書が廃棄されたとはここからは読み取れない。さらに、「更新前のものは存在していない」という書きぶりからすると、更新後のものは存在しているものと推察される。そうであれば、少なくとも更新後の文書は特定されているということになる。そして、この更新後の文書を更新の履歴とともに公開することが必要となるはずである。

電磁的記録の性質からすると、更新と廃棄は同義ではない。更新は紙媒体で言うならば、文書が作成された後に、文面を二重線で消して、訂正するようなものである。そのような訂正のなされた文書がある場合、訂正前の文書の公開請求がなされたとしても当該文書を公開すべきである。それに、今回であれば、審査請求人は「令和6年1月1日午後4時10分以前に作成されたもの」ということで公開請求をしてことから、更新の有無は問題とならない。

そこで、当該電磁的記録については、「更新されれば文書が不存在となる」ことを、電磁的記録の仕様などから検討すべきである。現在の多くの電磁的記録はそのような仕様となっていない。また、公文書管理の観点からも、更新を行う際にはその履歴を残しておくことが望ましい。

以上のように、本件対象文書については不存在が確かめられていない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書において述べている内容は概ね次のとおりである。

(1) 趣 旨

本件審査請求は棄却されることが適当であると考える。

(2) 理 由

知事の日程表は、関係職員に対して紙で共有され、スケジュール管理や来客対応等の事務に活用されているが、その利用の性格上、日程変更による差替えが生じた場合や該当日が経過した際に、破棄されている。

また、上記に係る電磁的記録は、日程が変更となる都度、更新を行っているため、更新前のものは存在していない。

以上から、請求者が指定する「令和6年1月1日から1月3日までの石川県知事のスケジュール管理に係る文書。ただし、令和6年1月1日午後4時10分以前に作成された」公文書は、現に保有していないため、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在を決定し、審査請求人に対し令和6年1月18日付で通知を行ったものである。

第5 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするととも

に、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件審査請求における争点について

本件対象文書は、令和6年1月1日から1月3日までの知事のスケジュール管理に係る文書である。

審査請求人は、本件対象文書について、「ただし令和6年1月1日午後4時10分以前に作成されたもの」との条件を付しており、上記日時以降に、日程変更等による日程表の差替えが行われた場合であっても、実施機関は差替え以前の日程表を保有しているはずであるとの主張を行っている。実施機関は、差替え以前の日程表は現に保有していない旨を主張している。そこで、当審査会において、担当課における知事のスケジュールに関する文書の取扱いについて確認を行い、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件対象文書の保有状況について

担当課における知事のスケジュールに係る文書の取扱い状況について、当審査会の職員をして担当課に對し確認したところ、担当課からの説明は次のとおりであった。

- ・知事の日程表については、特定の担当者が作成した後、限られた職員等の間で紙で共有されている。グループウェアによる共有は行われていない。
- ・特定の担当者は、前日までに知事の予定を日程表の様式（電磁的記録）で整理し、紙に印刷した上で、限られた職員等に配付している。この電磁的記録は、紙に印刷するための手段、下書きとして用いるものであるから、日程変更によって差替えが生じた場合や該当日が経過した際に、その都度上書き更新されている。なお、審査請求人は表面上は更新されていたとしても、更新前の電磁的記録は保存されている旨を主張するが、日程表の様式（電磁的記録）については、更新前のものが保存される機能を使用していない。このため、上書き更新されれば更新前の電磁的記録は保存されない。
- ・紙に印刷された日程表は、石川県文書管理規程では「定型的又は日常的な業務連絡、日程表等」に該当し、保存期間が1年未満の文書であり、職務遂行上必要な期間が満了するまで保存される。差替えが生じた場合や該当日が経過した場合、大幅に予定が変更になった場合など職務遂行上の必要性を失った際に廃棄されている。
- ・令和6年1月1日から1月3日までの知事の日程表で、令和6年1月1日午後4時10分以前に紙に印刷されたものは、令和6年能登半島地震の発災後、日程変更により職務遂行上の必要性を失ったため、発災の当日に廃棄されており、請求日時点において存在しない。下書きとして用いられた電磁的記録についても、上書き更新されており存在しない。

上記担当課の説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関は本件対象文書を現に保有していないものと認められる。

従って、実施機関が本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

4 結 論

以上のことから、「第1審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和6年 5月13日	実施機関から諮問を受けた（諮問秘第11号）。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年 8月27日 (第360回審査会)	事案の審議を行った。
7年10月 2日 (第362回審査会)	事案の審議を行った。
7年10月28日 (第364回審査会)	審査請求人から意見陳述を受けた。 事案の審議を行った。
7年12月 4日 (第366回審査会)	事案の審議を行った。